

第3回鹿児島家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 11月29日(月)午後2時00分～午後4時30分
- 2 場 所 鹿児島家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 大島 明, 緒方直人, 佐藤武彦, 長谷敏子, 原 明日香
原田けい子, 日高和広, 本田妙子, 増田 博, 餅原尚子
(庶務) 津留昭憲事務局長, 寺崎典喜総務課長, 山口里枝子総務課課長補佐
(オブザーバー) 鬼尾義勝首席書記官, 松榮幸雄首席家裁調査官

第2 議 事

- 1 開会宣言(総務課長)
- 2 鹿児島家庭裁判所長挨拶
- 3 新委員の紹介
- 4 協議(○:委員長, ■A~I:委員, ◇:庶務, ◆オブザーバー)

(協議要旨等)

- 本日は, 前回委員会に引き続き, 「家庭裁判所がより広く利用されるための方策(司法アクセスの問題点)」について協議していただき, さらに具体的な意見・提言をいただきたい。

第2回委員会でいただいた意見・提言内容について検討した内容を, 事務局から説明してもらいたい。

- ◇ 前回の委員会では, 窓口相談の相談者に対するアンケート実施, 裁判所見学会及び階段の案内表示など様々な意見・提言をいただいた。当庁としては, これらの意見・提言を真摯に受け止め, 運営改善の糧とすべく検討を行ってきたので, その検討結果の一部を報告する。

まず, 窓口相談の相談者が同相談手続を知った方法について, 同相談

手続における相談カードによりアンケートをとっていたので、その集約結果を報告する。集約結果によれば、「自分の判断」が非常に多く、次いで「市民相談室」であった。家庭裁判所が広く認知されていると思われる、また、紛争解決に当たり公的機関の果たす役割の重要性を改めて認識させられた。

次に、階段の場所が分かりにくいという意見があったが、以下のとおり改善した。各階の階段室の入り口上部に20センチ四方（1階は天井が高いため、目立つよう25センチ四方）の「階段室」という表示をし、入口ドアの透明ガラス部分に、「階段室」及び「入るとセンサーで電気がつきます。ご利用下さい。」と記載されたカッティングシールを貼付した。さらに、1階エレベーターホール入口付近に「現在地」及び「階段はこちらです。」との表示のある立て看板を設置した。これらの措置により、階段所在位置に対する認識度が改善、向上したと考えている。

最後に、引き続き裁判所見学会を開催してもらいたいとの意見については、来年（平成17年）2月頃に実施できるか検討を進めている（※その後、日程の調整がつかず、日程は未定となっている。）

- 今の報告等を前提に意見・提言をいただきたい。
 - ・リーフレットの配布先（必要な人に必要な情報が届けられているのかとの観点）、
 - ・ホームページの内容の充実、
 - ③広報用ビデオの活用、
 - ④家裁が身近に感じられるための方策（庁舎見学会、講師派遣など）の4点に切り分けて検討していただきたい。
- B 相談カードのアンケート集約結果を見ると、自分で判断して裁判所を訪れた人が多いが、関係機関等に裁判所のリーフレットが置かれているのか。郵便局や銀行にも配布されているのか。
- ◇ 郵便局や銀行には配布していない。リーフレットは、公共機関として、県や市町村役場、法務局、弁護士会、警察署等に配布している。他にど

ういうところへ配布すれば効果的であるか検討中である。

■ B ネットワークの構築という意味で、家庭裁判所が実際に機能するためには、司法機関としての家庭裁判所だけでは限界がある。児童総合相談センターや婦人相談所等にもリーフレットを配布するなどし、これらの機関とのネットワークを緊密にする必要があるのではないかと。

○ リーフレットには、最高裁から送付されてくるものと当庁独自で作成しているものがある。これらのリーフレットが、本当にそれを必要としている人に届いているかという視点から、配布先についての意見を伺いたい。

■ I 困っている人が相談に行っている機関を裁判所が把握した上で、リーフレットの配布先を工夫したり、ホームページの内容をもっとわかりやすくするなどの方策が必要ではないかと。

◇ アンケート集約結果によると、市民相談室を相談機関として選ぶ市民が多いようであるが、夫婦関係調整調停申立事件や成年後見関係事件など、事件種別ごとの分析はしていない。

なお、裁判員制度について、県内全市町村に当庁職員が直接出向き、ポスター等を持参して説明を行い、その活用等を依頼した。他のリーフレットやパンフレットについても、このような方法を実施する場合、費用対効果などの問題点もあり、今後検討することになるが、場合によっては直接持参して説明と依頼を行う方法を取り、どのような利用をしてもらえるか検証することも必要だと思われる。

■ F リーフレットを様々な機関の窓口に着せ置くのは、最低限必要なことである。しかし、ドナーカードなど、郵便局の窓口に着せ置いているものの実際には機能していないのではないかとと思われる例もある。そこで、リーフレットについて、様々な機関の窓口に着せ置くだけでなく、直接市民の手に渡るよう、出前講義等の参加者に配布するという方法をとって

はどうか。

- A 出張講演などの機会をとらえ、その参加者全員にリーフレットを配布する方法については、それだけの部数が確保できるのか、また、費用対効果の点でどうなのかなど、検討すべき点がある。
- それでは、当庁のホームページについて、何か意見・提言はないか。
- F 鹿児島家庭裁判所のホームページを見るためには、まず、最高裁判所のホームページを開いた後に鹿児島家庭裁判所を指定しなければならないという手順の煩雑さがある。鹿児島家庭裁判所独自のホームページを開設できないのか。
- ◇ 当庁のホームページへのアクセス件数については、把握していない。当庁独自のホームページ開設は困難かと思われるが、多くの市民が当庁のホームページに関心を持っていると思われるので、その内容を今後更に充実させていきたい。
- 次に、手続等の広報用ビデオとして、「家事事件手続案内」や「少年審判」などがあるが、これらの広報用ビデオの利用方法について、意見をいただきたい。
- H 中学校で講演をしたことがあるが、その際、ビデオを活用して話をしたことがあった。裁判所も積極的働きかけをして、多くの場所出張講演をし、その際、もっと広報用ビデオを活用してはどうか。
- F 平成16年度における講師派遣は、月1回程度の割合のようであるが、関係機関だけでなく、司法教育の一環としてとらえ、もっと中学生や高校生及び一般の保護者に対して、わかりやすい説明をする機会を増やす必要があるのではないか。アンケート集約結果によれば、自分で判断して家庭裁判所の手続相談を利用した人が多いようであるが、さらに増えるよう取り組むべきである。
- I 各種案内・説明ビデオの学校への貸し出しについて検討はされている

のか。

- ◇ 出張講演の際に広報用ビデオを持参して放映することや、貸し出しについて、検討している。
- F 家庭裁判所の手続等広報用ビデオは、非常にわかりやすい内容であった。このようなビデオの貸し出しは、裁判所や裁判手続等に対する理解を深めてもらうための情報発信の方法として最も良いピーアールになると思われる。
- D 広報用ビデオの活用方法として、玄関ロビーで常時放映している官公庁もある。
- ◆ 当庁5階の家庭裁判所インフォメーションコーナーにおいて、広報用ビデオを放映している。また、当庁1階ホールにおいて地裁及び簡裁の広報用ビデオを常時放映している。
- H 広報用ビデオは、話をするだけよりもわかりやすいと思われるので、多くの市民の目にふれる機会を設けるため、できるだけ貸し出しをしてもらいたい。
- ◇ 日頃の裁判所見学等においても、PTAや婦人団体等の各種団体等にビデオ視聴してもらっている。広報用ビデオの貸し出しについても検討する。
- 裁判所をもっと身近に感じていただくための方策として、裁判所見学会、講師派遣及びマスコミの活用等が考えられるが、裁判所見学会に関して何か意見・提言はないか。
- E 裁判所広報との観点からは、裁判所見学会が最も効果的であると思う。講師派遣については、研修会への講師派遣が多く、広報という観点とはニュアンスが異なるのではないか。依頼があったときに出掛けるといって受け身の姿勢ではなく、裁判所から積極的に出かけていけば、広報という面も出てくるのではないか。

申込みが多すぎるのを懸念しているのかもしれないが、必ずしもすべてを受ける必要はなく、調整することで対応可能である。要は、裁判所の積極的な取組姿勢を見せることが必要なのではないか。

■ H 市民の中には、裁判官を見てみたいという人が多い。裁判官が、市民の中に出て行き、間近で講演を行いますということになれば、市民にとって喜ばしいことである。

■ A 学校教育の一環としての職業紹介における講師派遣依頼で、希望講師のアンケートをとったところ、当初は上位にランクされなかった裁判官が、受講希望者を募った際には一番人気となったとの話を聞いたことがある。「裁判官は、自分たちとは無縁の人だ。」という感覚の人が多いのではないか。裁判官も自分たちと変わりはないということを知ってもらえば、裁判官をもっと身近に感じてもらえるのではないか。

■ B 裁判官による講演を聴講した大学生の反応は、「裁判官を初めて見た。自分たちとは隔絶した人達だと思っていたら、実際に目にすると、意外に親しみやすい人達だと思った。」というものであった。

■ F 裁判官は黒い法服を着用しているので、ますますそのような印象を持つのではないか。今後、裁判官が出前講義等を積極的に行うことにより、裁判官をもっと身近に感じていくのではないかと思う。

■ E 学校現場においては、総合学習の分野で様々な検討がされている。また、市民グループ、サークル及び町内会等においても、同様の意識が高まっている。今後、裁判所に対し、講師派遣依頼の要請が多くなるのではないかと思われる。

○ それでは、前回に引き続き、窓口相談の在り方について意見・提言はないか。

■ H 窓口相談は増えているのか。

- ◆ 非常に増加している。来庁する相談者は1日平均約7人である。電話相談は1ヶ月350件前後で推移している。窓口相談においては、1人平均20分を目途にしているが、事案の内容や相談者の理解度によっては、1時間程度かかりきりのケースもある。
- H 市民の中には、地方裁判所と家庭裁判所の区別や場所がわからない人もいるのではないか。
- B 家庭裁判所の存在の認識度を高めるためにも、裁判所見学会において、家庭裁判所独自の取り組みがあってもいいのではないか。例えば、庁舎見学に加えて、イベントとして窓口相談も実施することなどが考えられる。
- ◇ 裁判所見学会という場で家事相談を実施することや場所の確保の面から見た秘密保持という点で問題があると思われるが、提案として受けたい。
- B 地方裁判所は、裁判所見学会において模擬裁判というイベントを行っている。人訴移管により家庭裁判所でも同様の模擬裁判を実施できるのではないか。
- ◇ 家庭裁判所のイベントとして、第1回裁判所見学会において、広報用ビデオ放映とその手続説明を行った。家事の模擬調停等を行うことも考えられるので、意見として伺っておく。

5 次回の協議テーマについて

次回の協議テーマは、「調停制度の現状と課題」とする。

(協議要旨等)

- H 「地域における関係機関との連携の在り方」というテーマも考えられるが、これはどの分野でも関連することであり、付随的なテーマに留め、主たるテーマは、「調停制度の現状と課題」としてはどうか。
- D 家事関係のビデオの中に、家事調停委員研修用ビデオとして「新し

く調停委員になられたみなさんに」というビデオもあるようなので、それを見た上で、「調停制度の現状と課題」というテーマで議論してはどうか。

■F, ■G, ■I, ■E, ■C, ■B

次回テーマは「調停制度の現状と課題」とされたい。

- それでは、多数意見に従って、今回は「調停制度の現状と課題」とのテーマで協議をしていただき、具体的提言をしていただくことでどうか。

(全 員)

異議なし。

6 次回期日

平成17年5月23日(月)午後2時から午後4時まで